

令和5年度 岩沼市立小中学校 外国語指導助手派遣委託業務仕様書

- 1 件名 令和5年度 岩沼市立小中学校 外国語指導助手派遣委託業務
- 2 目的 岩沼市立小中学校における外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ることを目的とする。
- 3 派遣の場所 岩沼市立小・中学校8校及び教育委員会が企画する市内行事（年2回程度）の開催場所

学校名	所在地
岩沼市立岩沼小学校	岩沼市中央二丁目1番1号
岩沼市立玉浦小学校	岩沼市早股字小林396番地の1
岩沼市立岩沼西小学校	岩沼市松ヶ丘一丁目17番地
岩沼市立岩沼南小学校	岩沼市桑原四丁目4番1号
岩沼市立岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目8番1号
岩沼市立玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目4番地の1
岩沼市立岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目3番1号
岩沼市立岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹11番地

- 4 派遣の人数 6人
配置計画：①岩沼小学校
②玉浦小学校、玉浦中学校
③岩沼西小学校
④岩沼南小学校
⑤岩沼中学校、岩沼北中学校
⑥岩沼西中学校
- 5 派遣期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
※なお、契約締結の翌日から令和6年3月31日までは、業務の準備期間とし、委託費は生じないものとする。
- 6 就業日及び就業時間
 - (1) 就業日は、原則として契約期間の月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日、岩沼市立学校の管理に関する規則（昭和32年9月1日 教育委員会規則第1号）に規定する長期休業日及び教育委員会が定める日を除く。
 - (2) 派遣日数は、各年度下記期間内で200日程度とする。
 - (3) 就業予定期間
 - 令和6年度 令和6年4月8日 ～ 令和6年7月19日（1期）
令和6年8月26日 ～ 令和6年12月23日（2期）
令和7年1月8日 ～ 令和7年3月24日（3期）
 - 令和7年度 令和7年4月8日 ～ 令和7年7月18日（1期）
令和7年8月26日 ～ 令和7年12月23日（2期）
令和8年1月8日 ～ 令和8年3月24日（3期）
 - 令和8年度 令和8年4月8日 ～ 令和8年7月20日（1期）
令和8年8月26日 ～ 令和8年12月23日（2期）
令和9年1月8日 ～ 令和9年3月24日（3期）
 ※児童生徒の臨時休業期間は、勤務を要する。

- (4) 就業時間は、学校始業時から7時間とし、就業時間の途中に45分間の休憩時間を置く。ただし、学校始業時刻は派遣先の規定に応じ、午前8時10分又は午前8時15分とする。
- (5) 就業時間の割振り、学校行事による就業日の振替等については、学校運営の必要に応じ、受託者と調整の上、柔軟に対応するものとする。
- (6) 感染症等の予防上必要があるときの臨時休業期間中に、外国語指導助手（以下「ALT」という。）が感染症罹患者、濃厚接触者、濃厚接触者疑い者となった、あるいは受託者のALTに感染症罹患者が発生した等の理由でALTの学校派遣に不安が生じ、派遣休止を要請した場合の派遣委託費は除外するものとする。
- (7) 派遣ALTが以下に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかった時は、教育委員会は当該ALTを勤務させないものとする。
 - ① 病毒伝播の恐れのある伝染性の疾病に罹り、伝染予防の措置をしていないもの
 - ② 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく悪化する恐れのあるもの
 - ③ 上記に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものに罹ったもの
- (8) (7)の場合においてその勤務しない期間中については、代替講師を派遣すること

7 ALTの派遣に関する業務内容

- (1) 小中学校へのALTの配置
- (2) ALTに対し、小中学校における英語指導及び国際理解教育推進のために必要な能力を身に付けさせるための研修の実施
- (3) ALTの定期健康診断、サービス指導及び労務管理
- (4) 教育委員会、学校及びALTとの連絡体制の整備
- (5) 配置ALTの緊急時における代替ALTの手配
- (6) 英語教育に関する教員向け研修の協力
- (7) 児童生徒を対象とした教育委員会主催イベント開催の協力
- (8) 学校外の場において学びの機会を保障する必要があるときの児童生徒への学習支援
- (9) その他教育委員会が必要と認め受託者が合意した業務

8 ALTの資格要件

- (1) ALTとしての使命感、児童・生徒に対する教育的愛情、外国語指導に関する専門知識を有し、即戦力となる能力を有すること
- (2) 日本の学校において就労できる査証を取得していること
- (3) 英語が母国語であること
- (4) 大学卒業またはこれと同程度以上の能力をもつものであること
- (5) 派遣先において、日常生活に困らない程度の日本語能力を持つものであること
- (6) 業務推進に要する教職員、児童生徒とのコミュニケーションに意欲的で十分な力を有するもの
- (7) 定期的に健康診断を受け、心身ともに健康であり、感染症等拡大防止のための教育委員会による行動制限の要請を理解し、それに応じられること
- (8) 法令を遵守し、日本の習慣等を理解して良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。

9 ALTの業務内容

- (1) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等の情報提供及び企画提案
- (2) 小中学校における外国語（英語）授業の指導補助及び使用する教材の研究、教材の作成並びに教材の提供
- (3) 指導内容や方法に関する教員との打合せ
- (4) 授業の反省、分析、評価への参加と情報提供及び外国語教育に関する授業研究会への参加
- (5) 小中学校の教育課程に基づく特別活動や総合的な学習の時間及び課外活動への協力
- (6) 学校や授業以外における国際交流活動への協力
- (7) 英語暗唱弁論大会等に向けた児童生徒への指導助言及び関連業務の審査または参加

- (8) 英検等児童生徒の資格取得に係る学習支援の機会の提供
- (9) 教職員に対する英会話の指導等、教職員に対する現職研修の補助
- (10) 感染症の予防上必要があるときの臨時休業期間の学習支援
- (11) その他教育委員会と受託者において協議の上決定した業務

10 ALT の派遣に関する費用等

- (1) 本契約による契約金額（以下「派遣料金」という。）には、ALTの派遣のために必要となる一切の経費を含み、派遣料金以外に市が負担する経費はないものとする。
- (2) ALTの通勤時、勤務時、勤務場所移動時、出張場所移動時等に発生した事故に伴う損害賠償については、受託者の責任に帰すものとする。

11 契約に関する条件

(1) 派遣料金の支払い

- ① 派遣料金総額を36か月分割して支払うものとする。
- ② 受託者は、当該月の勤務記録簿を添えて、業務実績報告を翌月の10日までに教育委員会に提出するものとする。なお、最終年度の3月分は3月末日までに提出するものとする。
- ③ 提出された勤務記録、業務実績報告に基づいて、教育委員会が業務の履行を確認した後、受託者は請求書を教育委員会へ提出し、請求書受理後30日以内に支払うこととする（毎月末締め、翌月払いで年度あたり計12回支払い）。

(2) 契約の解除

市長は、派遣事業者が正当な理由なくこの契約を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、市が損害を被ったときは、受託者はその賠償に応じなければならない。

12 派遣停止要請

教育委員会は、派遣ALTに以下の一つに該当する事由が生じた場合は、当該ALTを勤務させないものとし、その代替えを受託者に要請することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで。または、その執行を受けることがなくなるまで
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 勤務状況アンケート又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くない場合
- (4) 正当な理由なく勤務しない日が連続3日を超えた場合
- (5) 履歴書等に虚偽の記載があったことが判明した場合

13 その他

- (1) ALTは、配置開始前に教育委員会及び各学校を訪問し、事前打合せを行うものとする。
- (2) 教育委員会は、ALTが派遣業務を遂行できないと判断したとき、又は配置場所で問題が生じ、業務実施に支障がある場合は、受託者にALTの変更を求めることができる。
- (3) その他業務実施上の細部については、各学校の実状にあわせ、教育委員会と受託者が協議して決定する。